

# 新規上場申請のための有価証券報告書 ( I の部)

上場申請会社  
株式会社京都フィナンシャルグループ

提出会社  
株式会社京都銀行

# 目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【組織再編成に関する情報】	2
第1 【組織再編成の概要】	2
1 【組織再編成の目的等】	2
2 【組織再編成の当事会社の概要】	5
3 【組織再編成に係る契約等】	5
4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	64
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	64
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	65
7 【組織再編成に関する手続】	66
第2 【統合財務情報】	67
第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】	68
第二部 【企業情報】	69
第1 【企業の概況】	69
1 【主要な経営指標等の推移】	69
2 【沿革】	69
3 【事業の内容】	69
4 【関係会社の状況】	70
5 【従業員の状況】	70
第2 【事業の状況】	71
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	71
2 【事業等のリスク】	71
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	75
4 【経営上の重要な契約等】	75
5 【研究開発活動】	75
第3 【設備の状況】	76
1 【設備投資等の概要】	76
2 【主要な設備の状況】	76
3 【設備の新設、除却等の計画】	76
第4 【上場申請会社の状況】	77
1 【株式等の状況】	77
2 【自己株式の取得等の状況】	93
3 【配当政策】	94
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	94
第5 【経理の状況】	105
第6 【上場申請会社の株式事務の概要】	106
第7 【上場申請会社の参考情報】	107
1 【上場申請会社の親会社等の情報】	107
2 【その他の参考情報】	107
第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】	108
第四部 【上場申請会社の特別情報】	108
第1 【上場申請会社の最近の財務諸表】	108
1 【貸借対照表】	108
2 【損益計算書】	108
3 【株主資本等変動計算書】	108
4 【キャッシュ・フロー計算書】	108
第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	108

## 【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社である株式会社京都フィナンシャルグループ（以下、「当社」または「上場申請会社」という。）は、株式移転（以下、「本株式移転」という。）により、2023年10月2日に設立登記を行う予定であります。

（注）本報告書提出日の2023年9月1日において、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である2023年10月2日現在の状況について説明する事前提出資料でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2023年9月1日

【会社名】 株式会社京都フィナンシャルグループ

【英訳名】 Kyoto Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 土 井 伸 宏

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

【電話番号】 下記の株式会社京都銀行（以下、「京都銀行」という。）の連絡先をご参照ください。

【事務連絡者氏名】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 株式会社京都銀行

【英訳名】 The Bank of Kyoto, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 安 井 幹 也

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

【電話番号】 京都(075)361局2211番

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 本 政 悦 治

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号  
株式会社京都銀行 経営企画部 東京事務所

【電話番号】 東京(03)6212局3813番

【事務連絡者氏名】 経営企画部 東京事務所長 津 田 賢 一

# 第一部 【組織再編成に関する情報】

## 第1 【組織再編成の概要】

### 1 【組織再編成の目的等】

#### (1) 組織再編成の目的及び理由

京都銀行は、「地域社会の繁栄に奉仕する」を経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献することを基本的な使命とし、質の高い金融サービス・ソリューションの提供を通じて、地域の活性化、課題の解決に取り組んでまいりました。

一方で、人口減少等の社会的課題に加え、DXへの対応やカーボンニュートラルの実現等の新たな社会的課題を有する中で、地域社会・お客さまが抱える課題も多様化・複雑化しており、京都銀行グループが地域の活性化に貢献し、ともに成長を続けていくために果たすべき役割も大きく変化しております。

こうしたことから、金融機能の深化に加えて非金融機能の積極的な拡充により、地域社会・お客さまの課題を解決する企業グループとなるべく、「ソリューション機能の拡充と新事業領域の拡大」、「役職員の意識・考動改革とグループ各社の自立・連携」、および「ガバナンスの高度化と業務執行スピードの向上」を目的とし、持株会社体制へ移行することといたしました。

今年4月にスタートした新・第1次中期経営計画「New Stage 2023」で定めた、長期的に目指す姿である「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」の実現に向け、環境変化に機動的かつ柔軟に対応できる持続可能なビジネスモデルを確立することで、全てのステークホルダー(お客さま・地域社会・株主・従業員)に対する企業価値の向上を目指してまいります。

また、当社は経営に対する実効性の高い監督を行うと同時に迅速な意思決定を可能とするため、監査等委員会設置会社とし、攻めと守りの両面からグループガバナンスの高度化を図ってまいります。

#### (2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

##### ① 上場申請会社の企業集団の概要

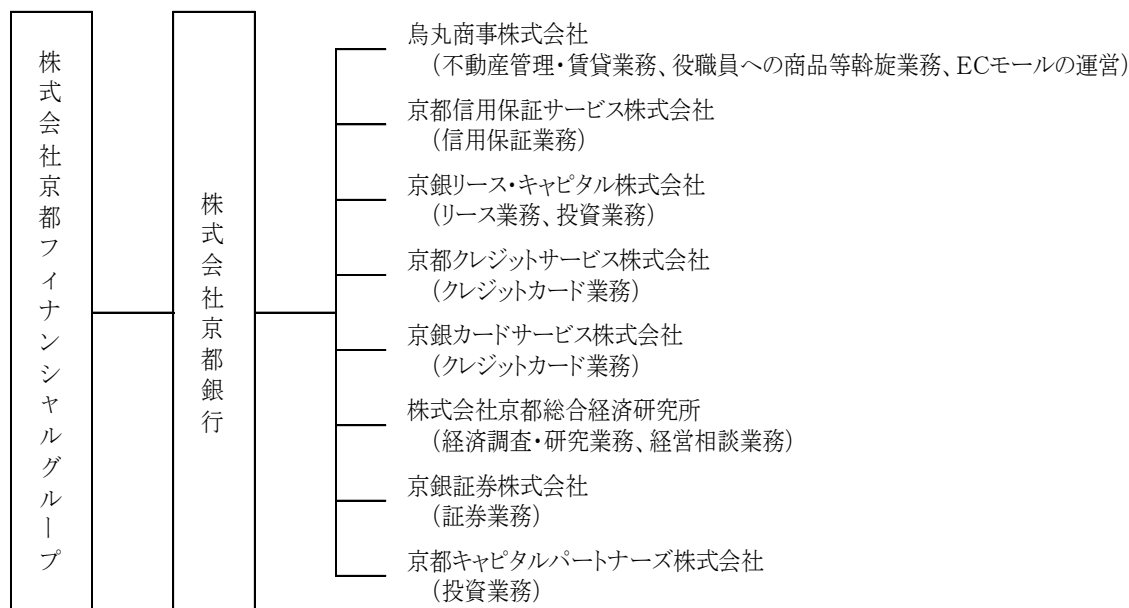
##### イ. 上場申請会社の概要

(1) 商号	株式会社京都フィナンシャルグループ (英文表示: Kyoto Financial Group, Inc.)
(2) 事業内容	① 銀行および銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 ② 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務 ③ 前2号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務
(3) 本店所在地	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
(4) 代表者及び役員 の就任予定	取締役社長(代表取締役) 土井 伸宏 (現 京都銀行 取締役会長) 取締役(代表取締役) 幡 宏幸 (現 京都銀行 専務取締役) 取締役 安井 幹也 (現 京都銀行 取締役頭取) 取締役 奥野 美奈子 (現 京都銀行 取締役) 取締役 羽瀧 完司 (現 京都銀行 取締役) 取締役 本政 悦治 (現 京都銀行 取締役) 取締役(監査等委員) 岩橋 俊郎 (現 京都銀行 特別顧問) 取締役(監査等委員) 大藪 千穂 (現 京都銀行 社外取締役) 取締役(監査等委員) 植木 英次 (現 京都銀行 社外取締役) 取締役(監査等委員) 中務 裕之 (現 京都銀行 社外監査役) 取締役(監査等委員) 田中 素子 (現 京都銀行 社外監査役)
(5) 資本金	40,000百万円
(6) 純資産(連結)	未定
(7) 総資産(連結)	未定
(8) 決算期	3月31日

(注) 取締役(監査等委員)のうち、大藪千穂氏、植木英次氏、中務裕之氏及び田中素子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

ロ. 上場申請会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において企業集団はありませんが、2023年10月2日時点では以下のとおりとなる予定であります。



[資本業務提携契約を締結した持分法適用関連会社]

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 (投資運用業務)

当社設立後の、当社と京都銀行の状況は以下のとおりであります。

京都銀行は、2023年6月29日に開催された定時株主総会による承認に加え、関係当局の認可等を得られることを前提として、2023年10月2日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社) 株式会社 京都銀行	京都府 京都市	42,103	銀行業	100.00	6 (予定)	未定	未定	未定	未定

- (注) 1 京都銀行は、有価証券報告書の提出会社であります。  
 2 京都銀行は、当社の特定子会社に該当する予定であります。  
 3 本株式移転に伴う当社設立日(2023年10月2日)をもって、京都銀行は当社の株式移転完全子会社となり、2023年9月28日をもって、上場廃止となる予定であります。

本株式移転に伴う当社設立後、京都銀行は当社の完全子会社となる予定であります。当社の完全子会社となる京都銀行の最近事業年度末日（2023年3月31日）時点の関係会社の状況は、次のとおりであります。

関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合 (%)	京都銀行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 鳥丸商事(株)	京都市 中京区	10	不動産管理・ 賃貸業務、EC モールの運営他	100.00	(2) 4	—	預金取引 業務受託	京都銀行に建物の一部賃貸 京都銀行より土地の一部賃借	—
京都信用保証 サービス(株)	京都市 中京区	30	信用保証業務	100.00	(2) 5	—	預金取引 保証取引	京都銀行より 建物の一部賃借	—
京銀リース・ キャピタル(株)	京都市 下京区	100	リース業務、 投資業務	50.00 [19.54]	(2) 5	—	金銭貸借 預金取引 リース取引	京都銀行より 建物の一部賃借 京都銀行に動産の一部を賃貸	—
京都クレジット サービス(株)	京都市 下京区	50	クレジットカード 業務	100.00	(2) 4	—	金銭貸借 預金取引 保証取引	京都銀行より 建物の一部賃借	—
京銀カード サービス(株)	京都市 下京区	50	クレジットカード 業務	100.00	(2) 4	—	金銭貸借 預金取引	京都銀行より 建物の一部賃借	—
㈱京都総合 経済研究所	京都市 下京区	30	経済調査、経営 相談業務他	100.00	(2) 4	—	預金取引 業務受託	京都銀行より 建物の一部賃借	—
京銀証券(株)	京都市 下京区	3,000	証券業務	100.00	(2) 6	—	預金取引 金融商品 仲介取引	京都銀行より 建物の一部賃借	—
(持分法適用関 連会社) スカイオーシャ ン・アセット マネジメント(株)	横浜市 西区	300	投資運用業務	15.00	(-) 1	—	—	—	資本業務 提携契約

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。  
2 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。  
3 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。  
4 「京都銀行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、京都銀行の役員(内書き)であります

② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

イ. 資本関係

本株式移転により、京都銀行は当社の完全子会社になる予定であります。前記「① 上場申請会社の企業集団の概要 ロ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

ロ. 役員の兼任関係

当社の取締役は、京都銀行及びグループ各社の取締役を兼任する予定であります。前記「① 上場申請会社の企業集団の概要 ロ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

## 2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

## 3 【組織再編成に係る契約等】

### (1) 組織再編成に係る契約等の内容の概要

京都銀行は、同行の定時株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、2023年10月2日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、京都銀行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を2023年5月12日の京都銀行の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、京都銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画は、2023年6月29日に開催された京都銀行の定時株主総会において、承認可決されております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人等につき規定されております（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

### (2) 株式移転計画の内容

#### 株式移転計画書（写）

株式会社京都銀行（以下「当行」という。）は、当行を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

#### （株式移転）

第1条 本計画の定めるところに従い、当行は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日（第7条に定義する。）において、当行の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

#### （本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

#### (1) 目的

本持株会社の目的は、別紙1「株式会社京都フィナンシャルグループ定款」第2条に記載のとおりとする。

#### (2) 商号

本持株会社の商号は、「株式会社京都フィナンシャルグループ」と称し、英文では、「Kyoto Financial Group, Inc.」と表示する。

#### (3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、京都市とし、本店の所在場所は、京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地とする。

#### (4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、2億株とする。

2 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社京都フィナンシャルグループ定款」に記載のとおりとする。

#### （本持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称）

第3条 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

(1) 取締役 土井 伸宏

(2) 取締役 幡 宏幸

(3) 取締役 安井 幹也

(4) 取締役 奥野 美奈子

(5) 取締役 羽瀧 完司

(6) 取締役 本政 悦治

2 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

(1) 取締役 岩橋 俊郎

- (2) 社外取締役 大藪 千穂
- (3) 社外取締役 植木 英次
- (4) 社外取締役 中務 裕之
- (5) 社外取締役 田中 素子

3 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。  
有限責任監査法人トーマツ

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第4条 本持株会社は、本株式移転に際して、当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式に代わり、当行が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の本持株会社の普通株式を交付する。

2 本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株をもって割り当てる。

(本持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

第5条 本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
400億円
- (2) 資本準備金の額  
100億円
- (3) 利益準備金の額  
0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第6条 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑪までの第1欄に掲げる当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれの保有する当行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社京都銀行 第1回新株予約権	別紙2-①-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	別紙2-①-2 記載
②	株式会社京都銀行 第2回新株予約権	別紙2-②-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	別紙2-②-2 記載
③	株式会社京都銀行 第3回新株予約権	別紙2-③-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	別紙2-③-2 記載
④	株式会社京都銀行 第4回新株予約権	別紙2-④-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	別紙2-④-2 記載
⑤	株式会社京都銀行 第5回新株予約権	別紙2-⑤-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	別紙2-⑤-2 記載
⑥	株式会社京都銀行 第6回新株予約権	別紙2-⑥-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	別紙2-⑥-2 記載
⑦	株式会社京都銀行 第7回新株予約権	別紙2-⑦-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	別紙2-⑦-2 記載
⑧	株式会社京都銀行 第8回新株予約権	別紙2-⑧-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第8回新株予約権	別紙2-⑧-2 記載
⑨	株式会社京都銀行 第9回新株予約権	別紙2-⑨-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第9回新株予約権	別紙2-⑨-2 記載
⑩	株式会社京都銀行 第10回新株予約権	別紙2-⑩-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第10回新株予約権	別紙2-⑩-2 記載
⑪	株式会社京都銀行 第11回新株予約権	別紙2-⑪-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第11回新株予約権	別紙2-⑪-2 記載



⑫	株式会社京都銀行 第12回新株予約権	別紙2-⑫-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第12回新株予約権	別紙2-⑫-2 記載
⑬	株式会社京都銀行 第13回新株予約権	別紙2-⑬-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第13回新株予約権	別紙2-⑬-2 記載

2 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における当行の新株予約権者に対して、その保有する前項の表の①から⑬までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権を1個割り当てる。

(本持株会社の成立日)

第7条 本持株会社の設立の登記をすべき日(以下「本持株会社成立日」という。)は、2023年10月2日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当行の取締役会の決議により本持株会社成立日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第8条 当行は、2023年6月29日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当行の取締役会の決議により当該株主総会の開催日を変更することができる。

(本持株会社の上場証券取引所)

第9条 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。

(本持株会社の株主名簿管理人)

第10条 本持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(本計画の効力)

第11条 本計画は、第8条に定める当行の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等(本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。)が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第12条 本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当行の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当行の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第13条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当行がこれを決定する。

2023年5月12日

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地  
株式会社京都銀行  
取締役頭取 土井 伸宏

株式会社京都フィナンシャルグループ 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社京都フィナンシャルグループと称する。英文では、Kyoto Financial Group, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行および銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
- (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
  - 4 監査等委員である取締役の補欠の予選に係る決議を行う場合には、当該決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

- 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

- 第24条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第25条 当会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集)

- 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。
- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 3 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

- 第27条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

- 第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

- 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  
2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。  
3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(最初の事業年度)

第1条 第32条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2024年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第23条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の総額は年額500百万円以内とする。  
2 第23条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員の報酬等の総額は年額100百万円以内とする。

(本附則の削除)

第3条 本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

## 株式会社京都銀行第1回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都銀行第1回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後の付与株式数）とする。

なお、当行が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2008年7月30日から2038年7月29日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2037年7月30日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得する

ことが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

#### 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

#### 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

##### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

##### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

##### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

#### 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 12. 新株予約権の割当日

2008年7月29日

以上

## 株式会社京都フィナンシャルグループ第1回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都フィナンシャルグループ第1回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2038年7月29日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2037年7月30日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当社の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当社の取締役会が認めた場合



## 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

## 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

## 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

## 12. 新株予約権の割当日

2023年10月2日

以上

## 株式会社京都銀行第2回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都銀行第2回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後の付与株式数）とする。

なお、当行が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2009年7月30日から2039年7月29日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2038年7月30日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得する

ことが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

#### 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

#### 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

##### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

##### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

##### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

#### 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 12. 新株予約権の割当日

2009年7月29日

以上

## 株式会社京都フィナンシャルグループ第2回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都フィナンシャルグループ第2回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2039年7月29日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2038年7月30日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当社の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当社の取締役会が認めた場合

## 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

## 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

## 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

## 12. 新株予約権の割当日

2023年10月2日

以上

## 株式会社京都銀行第3回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都銀行第3回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後の付与株式数）とする。

なお、当行が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2010年7月30日から2040年7月29日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2039年7月30日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得する

ことが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

#### 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

#### 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

##### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

##### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

##### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

#### 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 12. 新株予約権の割当日

2010年7月29日

以上

## 株式会社京都フィナンシャルグループ第3回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都フィナンシャルグループ第3回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2040年7月29日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2039年7月30日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当社の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当社の取締役会が認めた場合



## 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

## 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

## 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

## 12. 新株予約権の割当日

2023年10月2日

以上

## 株式会社京都銀行第4回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都銀行第4回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後の付与株式数）とする。

なお、当行が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2011年8月2日から2041年8月1日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2040年8月2日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得する

ことが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

#### 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

#### 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

##### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

##### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

##### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

#### 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 12. 新株予約権の割当日

2011年8月1日

以上

## 株式会社京都フィナンシャルグループ第4回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都フィナンシャルグループ第4回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2041年8月1日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2040年8月2日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当社の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当社の取締役会が認めた場合

## 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

## 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

## 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

## 12. 新株予約権の割当日

2023年10月2日

以上

## 株式会社京都銀行第5回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都銀行第5回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後の付与株式数）とする。

なお、当行が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2012年7月31日から2042年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2041年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得する

ことが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

#### 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

#### 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

##### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

##### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

##### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

#### 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 12. 新株予約権の割当日

2012年7月30日

以上

## 株式会社京都フィナンシャルグループ第5回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都フィナンシャルグループ第5回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2042年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2041年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当社の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当社の取締役会が認めた場合



## 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

## 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

## 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

## 12. 新株予約権の割当日

2023年10月2日

以上

## 株式会社京都銀行第6回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都銀行第6回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後の付与株式数）とする。

なお、当行が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2013年7月31日から2043年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2042年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得する

ことが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

#### 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

#### 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

##### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

##### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

##### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

#### 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 12. 新株予約権の割当日

2013年7月30日

以上

## 株式会社京都フィナンシャルグループ第6回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都フィナンシャルグループ第6回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2043年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2042年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当社の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当社の取締役会が認めた場合

## 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

## 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

## 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

## 12. 新株予約権の割当日

2023年10月2日

以上

## 株式会社京都銀行第7回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都銀行第7回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後の付与株式数）とする。

なお、当行が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2014年7月31日から2044年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2043年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得する

ことが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

#### 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

#### 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

##### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

##### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

##### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

#### 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 12. 新株予約権の割当日

2014年7月30日

以上

## 株式会社京都フィナンシャルグループ第7回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都フィナンシャルグループ第7回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2044年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2043年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当社の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当社の取締役会が認めた場合



## 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

## 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

## 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

## 12. 新株予約権の割当日

2023年10月2日

以上

## 株式会社京都銀行第8回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都銀行第8回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後の付与株式数）とする。

なお、当行が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2015年7月31日から2045年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2044年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得する

ことが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

#### 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

#### 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

##### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

##### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

##### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

#### 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 12. 新株予約権の割当日

2015年7月30日

以上

## 株式会社京都フィナンシャルグループ第8回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都フィナンシャルグループ第8回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2045年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2044年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当社の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当社の取締役会が認めた場合

## 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

## 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

## 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

## 12. 新株予約権の割当日

2023年10月2日

以上

## 株式会社京都銀行第9回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都銀行第9回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後の付与株式数）とする。

なお、当行が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2016年7月29日から2046年7月28日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2045年7月29日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得する

ことが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

#### 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

#### 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

##### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

##### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

##### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

#### 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 12. 新株予約権の割当日

2016年7月28日

以上

## 株式会社京都フィナンシャルグループ第9回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都フィナンシャルグループ第9回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2046年7月28日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2045年7月29日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当社の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当社の取締役会が認めた場合



## 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

## 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

## 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

## 12. 新株予約権の割当日

2023年10月2日

以上

## 株式会社京都銀行第10回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都銀行第10回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合による調整後の付与株式数）とする。

なお、当行が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2017年7月31日から2047年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2046年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得する

ことが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

#### 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

#### 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

##### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

##### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

##### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

#### 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 12. 新株予約権の割当日

2017年7月30日

以上

## 株式会社京都フィナンシャルグループ第10回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都フィナンシャルグループ第10回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2047年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2046年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当社の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当社の取締役会が認めた場合

## 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

## 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

## 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

## 12. 新株予約権の割当日

2023年10月2日

以上

## 株式会社京都銀行第11回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都銀行第11回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当行が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2018年7月31日から2048年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2047年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得する

ことが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

#### 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

#### 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

##### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

##### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

##### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

#### 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 12. 新株予約権の割当日

2018年7月30日

以上

## 株式会社京都フィナンシャルグループ第11回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都フィナンシャルグループ第11回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2048年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2047年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当社の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当社の取締役会が認めた場合



## 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

## 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

## 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

## 12. 新株予約権の割当日

2023年10月2日

以上

## 株式会社京都銀行第12回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都銀行第12回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当行が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2019年7月31日から2049年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2048年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得する

ことが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

#### 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

#### 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

##### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

##### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

##### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

#### 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 12. 新株予約権の割当日

2019年7月30日

以上

## 株式会社京都フィナンシャルグループ第12回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都フィナンシャルグループ第12回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2049年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2048年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当社の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当社の取締役会が認めた場合

## 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

## 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

## 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

## 12. 新株予約権の割当日

2023年10月2日

以上

## 株式会社京都銀行第13回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都銀行第13回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当行が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2020年7月31日から2050年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2049年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得する

ことが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

#### 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

#### 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

##### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

##### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

##### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

#### 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 12. 新株予約権の割当日

2020年7月30日

以上

## 株式会社京都フィナンシャルグループ第13回新株予約権

## 1. 新株予約権の名称

株式会社京都フィナンシャルグループ第13回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は20株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2050年7月30日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。ただし、新株予約権者が株式会社京都銀行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、前記5. に定める期間の満了日から1年に満たなくなった2049年7月31日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記5. に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が前記7. の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会）において決議された場合
- ④ 吸収分割、新設分割に関する議案が当社の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当社の取締役会が認めた場合



## 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

## 10. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

### ④ 新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

### ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

### ⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記8. に準じて決定する。

## 11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に、新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

## 12. 新株予約権の割当日

2023年10月2日

以上

#### 4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

##### (1) 株式移転比率

会社名	株式会社京都フィナンシャルグループ (株式移転設立完全親会社・当社)	株式会社京都銀行 (株式移転完全子会社)
株式移転比率	1	1

- (注) 1 本株式移転に伴い、京都銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株です。
- 2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)：普通株式 75,840,688株  
上記新株式数は、2023年3月31日時点における京都銀行の発行済株式総数に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、京都銀行の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において京都銀行が保有する自己株式1株に対して、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、京都銀行は一時的に当社の普通株式を保有することになりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。
- 3 単元未満株式の取扱い  
本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」という。)の割当てを受ける京都銀行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

##### (2) 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、京都銀行単独の株式移転によって完全親会社である当社を設立するものであり、株式移転時の京都銀行の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、京都銀行の株主の皆さまが保有する京都銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

##### (3) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

京都銀行が発行している新株予約権については、京都銀行の新株予約権の新株予約権者に対し、その有する京都銀行の新株予約権に代えて同等の当社の新株予約権が交付され、割り当てられます。

なお、京都銀行は、新株予約権付社債を発行しておりません。

#### 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

##### (1) 単元未満株式を有する株主の権利

当社の定款には、株主はその有する単元未満株式について、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の定めが置かれる予定です。これに対して京都銀行の定款には同様の定めはありません。

##### (2) 剰余金の配当

当社は、分配特則規定が法令に従い効力を有する限りにおいて、剰余金の配当(配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除きます。)に関する事項を取締役会の決議によって決定することができます。これに対し、京都銀行の定款には、分配特則規定に相当する定めがないため、剰余金の配当に関する事項の決定は、原則として株主総会の決議によることとなります。ただし、京都銀行の定款には、「当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる」旨が定められているため、京都銀行は、かかる中間配当金に関する事項については、取締役会の決議によって定めることができます。

##### (3) 会計帳簿の閲覧等請求権

京都銀行の株主は、銀行法の定め適用により、会計帳簿及びこれに関する資料を閲覧等する権利を有しませんが、当社の株主は、会社法に定められた一定の株式保有要件を満たす限り、当社の会計帳簿及びこれに関する資料を閲覧等する権利を有します。

## 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

### (1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

#### ① 買取請求権の行使の方法について

京都銀行の株主が、その所有する京都銀行の普通株式につき、京都銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2023年6月29日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を京都銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、京都銀行が、上記定時株主総会の決議の日（2023年6月29日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

#### ② 議決権の行使の方法について

京都銀行の株主による議決権の行使の方法としては、2023年6月29日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、京都銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、京都銀行に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、京都銀行に2023年6月28日午後5時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、2023年6月28日午後5時までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、法定の通知期限までに、京都銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、京都銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

#### ③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時における京都銀行の株主に割り当てられます。京都銀行の株主は、自己の京都銀行の普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。

### (2) 組織再編成によって発行される新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

#### ① 買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、京都銀行が既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生いたしません。

また、京都銀行は、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行していません。

#### ② 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の新株予約権は、基準時における京都銀行の新株予約権者に割り当てられます。当社の新株予約権者は、当社の新株予約権原簿に記載又は記録されることにより、当社の新株予約権を受け取ることができます。

## 7 【組織再編成に関する手続】

### (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、京都銀行は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、④京都銀行の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、京都銀行の本店において2023年6月5日よりそれぞれ備え置いております。

①は、2023年5月12日開催の京都銀行の取締役会において承認された株式移転計画です。

②は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明するものです。

③は、本株式移転に伴う新株予約権の割当等に係る定め等の相当性に関する事項について説明するものです。

④は、京都銀行の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明するものです。

これらの書類は、京都銀行の営業時間内に京都銀行の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①～④に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

### (2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

2023年3月31日（金）	定時株主総会基準日
2023年5月12日（金）	株式移転計画承認取締役会
2023年6月29日（木）	株式移転計画承認定時株主総会
2023年9月28日（木）（予定）	京都銀行株式上場廃止日
2023年10月2日（月）（予定）	当社設立登記日（効力発生日）
2023年10月2日（月）（予定）	当社株式上場日

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

### (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法

#### ① 普通株式について

京都銀行の株主が、その所有する京都銀行の普通株式につき、京都銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2023年6月29日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を京都銀行に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、京都銀行が、上記定時株主総会の決議の日（2023年6月29日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

#### ② 新株予約権について

本株式移転に際して、京都銀行が既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限りません。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生いたしません。

## 第2 【統合財務情報】

### 1 当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

### 2 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本報告書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成の対象会社の連結経営指標は当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

### 3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる京都銀行の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、以下のとおりであります。

#### 主要な経営指標等の推移

##### 連結経営指標等の推移

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
		(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)
連結経常収益	百万円	133,539	113,823	108,156	127,422	124,333
うち連結信託報酬	百万円	3	17	12	11	8
連結経常利益	百万円	45,184	29,232	23,765	29,176	38,177
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	31,681	20,383	16,860	20,621	27,213
連結包括利益	百万円	△76,981	△8,475	337,633	△70,512	△83,596
連結純資産額	百万円	850,934	834,987	1,168,153	1,090,316	992,377
連結総資産額	百万円	9,665,127	10,078,463	12,273,908	12,210,967	11,037,611
1株当たり純資産額	円	11,232.14	11,014.90	15,413.67	14,465.91	13,307.69
1株当たり当期純利益	円	419.57	269.81	223.03	272.82	362.81
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	418.78	269.41	222.78	272.55	362.51
自己資本比率	%	8.77	8.25	9.49	8.90	8.96
連結自己資本利益率	%	3.56	2.42	1.68	1.83	2.62
連結株価収益率	倍	11.03	12.74	30.53	19.60	17.22
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	24,716	115,379	1,437,527	39,795	△1,414,129
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	49,499	40,173	82,176	66,740	△65,062
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△20,533	△7,555	△4,538	△7,424	△14,404
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	898,633	1,046,629	2,561,796	2,660,909	1,167,312
従業員数 〔外、嘱託及び臨時従業員 の平均雇用人員〕	人	3,646 [446]	3,562 [407]	3,553 [398]	3,521 [380]	3,474 [384]
信託財産額	百万円	517	3,178	4,170	4,533	4,174

(注) 1 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち該当する信託業務を営む会社は京都銀行1行であります。

### 第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

#### 2 【沿革】

- |                |   |
|----------------|---|
| 2023年5月12日     | 京都銀行は、同行取締役会において、同行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転による当社の設立を内容とする「株式移転計画書」の作成を決議いたしました。 |
| 2023年6月29日     | 京都銀行は、その定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、京都銀行がその完全子会社となることについて決議いたしました。                          |
| 2023年10月2日（予定） | 京都銀行が単独株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定であります。                            |

なお、当社の完全子会社となる京都銀行の沿革につきましては、京都銀行の有価証券報告書（2023年6月30日提出）をご参照ください。

#### 3 【事業の内容】

当社は、銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯関連する業務を行う予定であります。

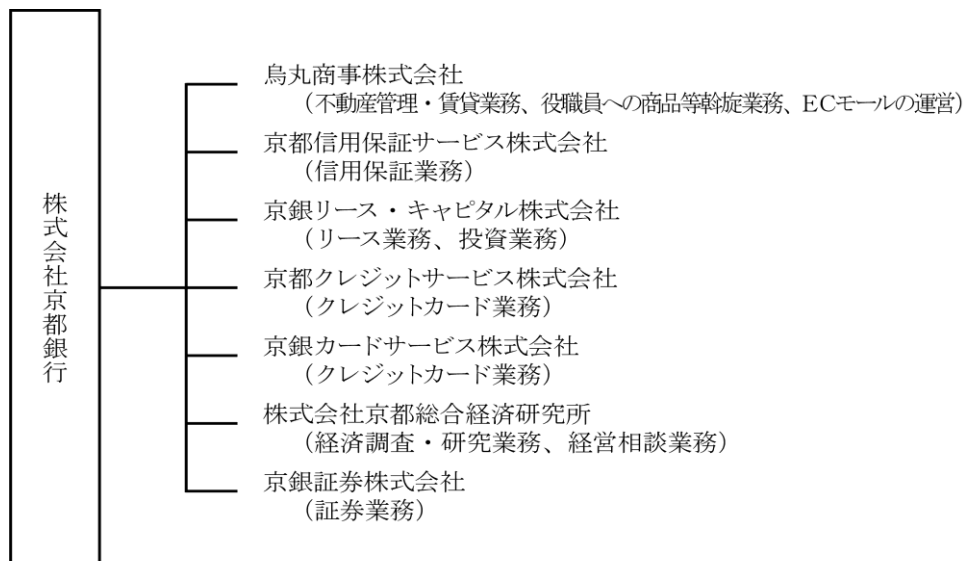
また、当社の完全子会社となる京都銀行の2023年3月期連結会計年度末日（2023年3月31日）時点における事業の内容は以下のとおりであります。

京都銀行グループは、京都銀行、連結子会社7社等で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務、証券業務等の金融サービスに係る事業を主として行っております。

京都銀行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務等を行い、地域に密着した営業活動を推進し、グループの中心的部門と位置づけております。

また、連結子会社の烏丸商事株式会社において不動産管理・賃貸業務、ECモールの運営等、京都信用保証サービス株式会社において信用保証業務、京銀リース・キャピタル株式会社においてリース業務、投資業務、京都クレジットサービス株式会社・京銀カードサービス株式会社においてクレジットカード業務、株式会社京都総合経済研究所において経済調査、経営相談業務等、京銀証券株式会社において証券業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



[資本業務提携契約を締結した持分法適用関連会社]  
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 (投資運用業務)

#### 4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる京都銀行の関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2)上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ①上場申請会社の企業集団の概要 ロ. 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 当社

当社は新設会社であるため、未定であります。

##### (2) 連結会社

当社の完全子会社となる京都銀行の2023年3月期連結会計年度末日（2023年3月31日）における従業員の状況につきましては以下のとおりであります。

2023年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業
従業員数(人)	3,474 [384]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員393人を含んでおりません。  
2 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。  
3 京都銀行グループは「銀行業」の単一セグメントであります。

##### (3) 労働組合の状況

###### ① 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

###### ② 連結会社

京都銀行の従業員組合は、京都銀行従業員組合と称し、組合員数は2023年3月31日現在2,681人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる京都銀行の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同行の有価証券報告書（2023年6月30日提出）をご参照ください。

### 2 【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、当社は本株式移転により京都銀行の完全親会社となるため、当社の設立後は、本報告書提出日現在における京都銀行の事業等のリスクが当社グループの事業等のリスクとなり得ることが想定されます。京都銀行の事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は別段の記載がない限り、本報告書提出日現在において京都銀行が判断したものです。

当社グループは、業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、当社グループの安全かつ健全な経営基盤を確立するため、「統合的リスク管理規程」を定め、総体的に捉えたリスクを当社グループの経営体力(自己資本)と比較・対照する、自己管理型のリスク管理態勢を整備してまいります。

当社はリスクの種類ごとに主管部を定め、これらが組織横断的に所管するリスクの管理を行うとともに、これらのリスクを経営管理部が統合的に管理することとし、リスク管理の一層の強化、充実をはかってまいります。

また、当社グループは、主要なリスク(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク)の計量化を進め、これらに対する資本配賦を行ってまいります。

リスク量については、半期ごとに見直しを行うリスク管理方針に基づき、配賦資本額をその限度額として管理することとし、算出したリスク量を当社は四半期ごとの統合的リスク会議において経営へ報告する体制とする予定です。

加えて、リスク包括的なシナリオに基づき、各種リスクが同時に顕在化した場合を想定した統合ストレステストを実施してまいります。

#### (1) 信用リスク

当社グループは、資産の健全性確保を経営上の最重要課題と認識し、6ヵ月毎の自己査定の実施により、資産の正確な実態把握を行い、現在想定される全ての不良資産について適正な処理を行ってまいります。

しかし、わが国の景気の動向、不動産価格の変動、当社グループ融資先の経営状況、及び世界の経済環境の変動等によっては、当社グループの不良債権及び与信関係費用は想定以上に増加する恐れがあります。

具体的には、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提及び見積りと乖離し、貸倒引当金を大幅に超過する可能性があります。

また、経済情勢全般の悪化、担保価値の下落、その他の予期せざる理由により、貸倒引当金の計上にあたり設定していた前提及び見積りを変更せざるを得なくなり、後日、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。

#### (2) 市場リスク

当社グループは、預金等による調達資金を主な原資として、貸出金・国債・株式・外貨建資産をはじめとする様々な金融商品等を対象に広範な投融資活動を継続的に行う予定ですが、かかる活動に伴うリスクを管理する必要があります。

本投融資活動に伴う主要なリスクとしては、特に、金利、株価、為替等の相場の変動が挙げられます。

例えば、①景気回復等に伴い市場金利が上昇した場合には、当社グループの貸出金・債券ポートフォリオ(特に中長期の固定金利運用)等の価値が減少(評価損の発生、資金利鞘の縮小等)、②景気悪化等に伴い株価が大幅に下落した場合には、当社グループの株式ポートフォリオ等の価値が減少(減損処理、評価損の発生等)することとなります。

また、③外貨建資産・負債について、ネット・ベースで資産超または負債超のポジションが造成されていた場合に、為替相場が変動した場合には、外貨建資産・負債の財務諸表上の価値が減少(円貨建収益の減少等)する可能性があります。

#### (3) 流動性リスク

京都銀行は、預金等の相対的に期間の短い資金で調達を行う一方で、貸出金、有価証券等の相対的に期間の長い資金で運用を行っています。

このため、万一においては当社グループの財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)が発生する可能性があります。

また、当社グループには直接の責務がない場合においても、何らかの事由による市場の混乱等のため、市場において取引が出来なくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)が発生する可能性があります。

#### (4) オペレーショナル・リスク

当社グループは、オペレーショナル・リスク管理が重要な経営課題の一つであると位置付け、オペレーショナル・リスクに係る問題点等を一元的に把握・分析し、対応策を組織横断的に協議する体制を整備してまいります。しかしながら、以下のようなリスクが発生する可能性があります。

##### ① 法務リスク

当社グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、取締役会で決定する基本方針、コンプライアンス・プログラム等に基づき、適切な法令等遵守態勢の構築に努めてまいります。

しかしながら、業務の遂行に際して、顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行等から生じる損失(監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金及び損害賠償金等を含む)を被る可能性があります。

##### ② 事務リスク

当社グループは、諸規程を遵守した正確な事務取扱を徹底するとともに、事務処理の自動化・システム化によるチェック機能の強化を図る等、強固な事務処理体制の構築を進めてまいります。

しかしながら、役職員が正確な事務を怠る、あるいは不正を行う等により損失を被るリスクが発生する可能性があります。

##### ③ 情報セキュリティリスク

当社グループは、お客さまに関する情報を含め多くの情報を保有することが想定されます。また情報を取得、蓄積する仕組みとして、かつ蓄積された膨大な情報を有効に活用するため、各種の情報システムを構築する予定です。

これらの情報資産(情報と情報システム)を適切に保護し管理することは当社グループの社会的責任であり、お客さまの保護及び利便性向上の観点から極めて重要となっております。

これらの状況に対応するため、情報資産の保護に向けての安全対策に関する基本方針として「情報セキュリティポリシー」を、また、より具体的な安全対策基準として「情報セキュリティスタンダード」を制定し、当社グループ各社の本部・営業店に情報セキュリティ管理責任者を設置する予定であるなど、万全の管理体制を構築するとともに、お客さまに関する情報の管理の徹底に努めてまいります。

しかしながら、以下のようなリスクが発生する可能性があります。

#### イ. 情報リスク

当社グループでは、保有する膨大な情報を適切に管理するため、保護すべき情報を重要度に応じて分類し、重要度が高い情報に対してはその重要度に応じた管理方法を定める予定であるなど、情報保護の徹底に努め、安全管理対策を積極的に実施してまいります。

しかしながら、「情報」の喪失・改ざん・不正使用・外部への漏洩等により損失を被るリスクが発生する可能性があります。

#### ロ. システムリスク

当社グループにとってコンピュータシステムは、業務の多様化・高度化や取引量の増加に伴い欠くことのできない存在となり、さまざまな金融サービスを提供するうえで重要な役割を担うこととなります。

このため当社グループでは、コンピュータセンターの被災に備えたバックアップセンターを整備するほか、システム障害発生時の詳細な対応方法やサイバー攻撃等のコンピュータ犯罪・事故を未然に防止するためのルールを規程化するなどの諸施策を講じてまいります。

しかしながら、予期せぬコンピュータシステムのダウンや誤作動等、「情報システム」の不備やコンピュータシステムが不正に使用されることによって損失を被るリスクが発生する可能性があります。

#### ④ 人的リスク

当社グループは、働きやすい職場環境の確保と健全な職場環境の維持に努めてまいります。しかしながら、予期せぬ人事管理上の問題、不適切な職場労働環境、差別的な行為等により損失を被るリスクが発生する可能性があります。

#### ⑤ 有形資産リスク

当社グループは、様々な事故や災害等に備え、「非常事態対策本部設置規程」及び「災害等危機管理規程」等を整備し、有形資産リスクの顕在化防止に努めてまいります。

しかしながら、自然災害、社会インフラの停止、感染症の感染拡大、テロ等の外部事象が発生した結果、または業務上の有形資産の毀損等により、当社グループの業務運営や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) マネー・ローndリング等リスク

当社グループは、マネー・ローndリング、テロ資金供与、拡散金融防止を経営の最重要課題の一つと位置付け、取締役会で決定する基本方針、運営方針等に基づき、マネー・ローndリング等対策の高度化に取り組んでまいります。

しかしながら、マネー・ローndリング等対策の不備等を契機として、当社グループで行う業務がマネー・ローndリング等に利用され、内外の金融当局から制裁等が科せられる、あるいは取引先や金融機関等から取引を解消され、当社グループの業務運営や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 評判リスク

当社グループは、積極的な情報開示を進めるとともに、評判リスクの顕在化につながるまたはその恐れがあるリスク情報の早期収集や顕在化防止のための対応体制を構築してまいります。

また、万一リスクが顕在化した場合や顕在化の恐れがある場合の対応策を定め、評判リスクの抑止・極小化に努めてまいります。

しかしながら、マスコミ報道やインターネットを通じた情報等がきっかけとなり、市場やお客さまの間で事実と異なる風説・風評が流布し、当社グループの評判が悪化することにより損害を被るリスクが発生する可能性があります。

#### (7) 自己資本比率

当社グループ及び京都銀行は、現在、海外営業拠点を有しておりませんので、銀行法第52条の25及び銀行法第14条の2の規定等に基づき、連結及び単体の自己資本比率を国内基準(4%)以上に維持しなければなりません。

当社グループの自己資本比率が求められている水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

尚、当社グループの自己資本比率に影響を与える要因には、以下のものが含まれます。

- ・不良債権の処理や債務者の信用力の悪化に際して生じうる与信関係費用や信用リスクアセットの増加
- ・金利の上昇や株価の下落を起因とした資金利鞘の悪化並びに減損処理の発生
- ・為替レートの不利益な変動
- ・当社グループが将来の課税所得の予測・仮定に基づき計上している繰延税金資産の額を変更せざるを得ないと判断し、減額した場合
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更、並びに会計上の諸法令等の変更
- ・その他、本項記載の当社グループにとって不利益な事象が顕在化した場合

#### (8) 当社グループの業績等に影響しうる他の要因

##### ① 競争に伴うリスク

近年の金融制度の規制緩和に伴い、業態を超えた競争が激化してきております。当社グループがこうした競争的な

事業環境において競争優位を得られない場合、当社グループの事業、業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 当社グループの営業戦略が奏功しないリスク

当社グループは、収益力強化のために様々な営業戦略を実施してまいりますが、以下のような要因が生じた場合には、これらの戦略が功を奏しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。

- ・貸出金の量の増大が進まないこと
- ・既存の貸出金についての利鞘拡大が進まないこと
- ・手数料収入の増加が期待通りの結果とならないこと
- ・経営の効率化を図る戦略が期待通りに進まないこと

#### ③ 特定地域の経済動向に影響を受けるリスク

当社グループは特定の地域（京都府）を主な営業基盤とする予定であるため、これに起因する地域特性に係るリスクが想定されます。

#### ④ 格付け低下のリスク

外部格付け機関が当社グループの格付けを引き下げた場合、当社グループの資本・資金調達等において不利な条件を承諾せざるを得なくなったり、一定の取引を行うことが出来なくなる可能性があります。

#### ⑤ 退職給付債務に係るリスク

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金数理計算上設定される前提条件に基づき算出いたします。これらの前提、仮定等に変更があった場合や、実際の年金資産の時価が下落した場合などには、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑥ 固定資産の減損会計に係るリスク

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準及びその適用指針を適用する予定であり、所有する固定資産の収益性の低下や価格の下落等により、減損損失が発生した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑦ 各種規制の変更に伴うリスク

将来における規制、法律、政策、実務慣行、解釈等の変更ならびにそれらによって発生する事態が、当社グループの事業や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑧ 感染症の流行に係るリスク

感染症の流行によって当社グループ役職員の感染者が増加する等により、業務継続に支障をきたす可能性があります。

万一、当社グループの業務の全部又は一部が停止した場合は、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、感染症の影響が経済・市場全体に波及し、当社グループの信用リスク、市場リスク、流動性リスクが増加する、あるいは当該リスクが顕在化することにより当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑨ 気候変動に関するリスク

当社グループの気候変動に関するリスクとしては、水害等の自然災害の発生により取引先や当社グループの資産が毀損する「物理的リスク」と、脱炭素社会への移行において法規制の変更や需給バランスの変化等により、取引先の業績が悪化する「移行リスク」があります。

これらのリスクが顕在化した場合、与信関係費用の増加や営業活動の縮小等を通じて当社グループの業績や財務状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、京都銀行は「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」提言への賛同を表明しており、当社グループではサステナビリティ経営のもと事業活動を通じた社会課題・環境問題の解決に取り組んでまいりますが、当社グルー

プの気候変動に関する取組みや情報開示が不十分と見做された場合には、当社グループの企業価値の毀損に繋がる可能性があります。

⑩ 持株会社体制への移行に関するリスク

京都銀行は2023年10月に当社を設立する予定であります。今後、本件に関わり、予期せぬ損失及び費用が発生した場合、当社グループの業績及び財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる京都銀行の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同行の有価証券報告書（2023年6月30日提出）及び四半期報告書（2023年8月4日提出）をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる京都銀行の経営上の重要な契約等につきましては、同行の有価証券報告書（2023年6月30日提出）及び四半期報告書（2023年8月4日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成、株に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約等」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる京都銀行においても、該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる京都銀行の設備投資等の概要につきましては、同行の有価証券報告書（2023年6月30日提出）をご参照ください。

#### 2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる京都銀行の主要な設備の状況につきましては、同行の有価証券報告書（2023年6月30日提出）をご参照ください。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる京都銀行の設備の新設、除却等の計画につきましては、同行の有価証券報告書（2023年6月30日提出）をご参照ください。

## 第4 【上場申請会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

2023年10月2日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定であります。

#### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

#### ② 【発行済株式】

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	75,840,688 (注) 1、2	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 3
計	75,840,688	—	—

(注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の認可等を条件として、本株式移転に伴い発行する予定であります。

2 京都銀行の発行済株式総数75,840,688株（2023年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。なお、本株式移転の効力発生時点において京都銀行が保有する自己株式1株に対して、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、京都銀行は一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。

3 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権等の状況】

京都銀行が発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

① 【ストックオプション制度の内容】

株式会社京都フィナンシャルグループ第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2023年10月2日)
決議年月日	2008年6月27日(注)1
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役1名
新株予約権の数	51個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	1,020株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)5
新株予約権の行使期間	2023年10月2日から2038年7月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,891円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-①-2の7. をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-①-2の10. をご参照ください。

- (注) 1 株式会社京都銀行第1回新株予約権の決議年月日です。
- 2 2023年7月1日現在の株式会社京都銀行第1回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社京都フィナンシャルグループ第1回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社京都銀行第1回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は20株になります。
- 3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 5 本株式移転計画別紙2-①-2の4. をご参照ください。
- 6 本株式移転計画別紙2-①-2の6. をご参照ください。
- 7 京都銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。



株式会社京都フィナンシャルグループ第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2023年10月2日)
決議年月日	2009年6月26日(注)1
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役1名
新株予約権の数	66個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	1,320株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)5
新株予約権の行使期間	2023年10月2日から2039年7月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,026円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-②-2の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-②-2の10.をご参照ください。

- (注) 1 株式会社京都銀行第2回新株予約権の決議年月日です。
- 2 2023年7月1日現在の株式会社京都銀行第2回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社京都フィナンシャルグループ第2回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社京都銀行第2回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は20株になります。
- 3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 5 本株式移転計画別紙2-②-2の4.をご参照ください。
- 6 本株式移転計画別紙2-②-2の6.をご参照ください。
- 7 京都銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社京都フィナンシャルグループ第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2023年10月2日)
決議年月日	2010年6月29日(注)1
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役1名
新株予約権の数	78個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	1,560株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)5
新株予約権の行使期間	2023年10月2日から2040年7月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,431円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-③-2の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-③-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社京都銀行第3回新株予約権の決議年月日です。

2 2023年7月1日現在の株式会社京都銀行第3回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社京都フィナンシャルグループ第3回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社京都銀行第3回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は20株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-③-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-③-2の6.をご参照ください。

7 京都銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社京都フィナンシャルグループ第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2023年10月2日)
決議年月日	2011年6月29日(注)1
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役 1名
新株予約権の数	80個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	1,600株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)5
新株予約権の行使期間	2023年10月2日から2041年8月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,391円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-④-2の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-④-2の10.をご参照ください。

- (注) 1 株式会社京都銀行第4回新株予約権の決議年月日です。
- 2 2023年7月1日現在の株式会社京都銀行第4回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社京都フィナンシャルグループ第4回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社京都銀行第4回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は20株になります。
- 3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 5 本株式移転計画別紙2-④-2の4.をご参照ください。
- 6 本株式移転計画別紙2-④-2の6.をご参照ください。
- 7 京都銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社京都フィナンシャルグループ第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2023年10月2日)
決議年月日	2012年6月28日(注)1
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役 1名
新株予約権の数	85個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	1,700株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)5
新株予約権の行使期間	2023年10月2日から2042年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,631円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-⑤-2の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-⑤-2の10.をご参照ください。

- (注) 1 株式会社京都銀行第5回新株予約権の決議年月日です。
- 2 2023年7月1日現在の株式会社京都銀行第5回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社京都フィナンシャルグループ第5回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社京都銀行第5回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は20株になります。
- 3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 5 本株式移転計画別紙2-⑤-2の4.をご参照ください。
- 6 本株式移転計画別紙2-⑤-2の6.をご参照ください。
- 7 京都銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社京都フィナンシャルグループ第6回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2023年10月2日)
決議年月日	2013年6月27日(注)1
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役 1名
新株予約権の数	77個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	1,540株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)5
新株予約権の行使期間	2023年10月2日から2043年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,811円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-⑥-2の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-⑥-2の10.をご参照ください。

- (注) 1 株式会社京都銀行第6回新株予約権の決議年月日です。
- 2 2023年7月1日現在の株式会社京都銀行第6回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社京都フィナンシャルグループ第6回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社京都銀行第6回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は20株になります。
- 3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 5 本株式移転計画別紙2-⑥-2の4.をご参照ください。
- 6 本株式移転計画別紙2-⑥-2の6.をご参照ください。
- 7 京都銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社京都フィナンシャルグループ第7回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2023年10月2日)
決議年月日	2014年6月27日(注)1
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役 1名
新株予約権の数	62個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	1,240株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)5
新株予約権の行使期間	2023年10月2日から2044年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,511円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-⑦-2の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-⑦-2の10.をご参照ください。

- (注) 1 株式会社京都銀行第7回新株予約権の決議年月日です。
- 2 2023年7月1日現在の株式会社京都銀行第7回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社京都フィナンシャルグループ第7回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社京都銀行第7回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は20株になります。
- 3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 5 本株式移転計画別紙2-⑦-2の4.をご参照ください。
- 6 本株式移転計画別紙2-⑦-2の6.をご参照ください。
- 7 京都銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社京都フィナンシャルグループ第8回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2023年10月2日)
決議年月日	2015年6月26日(注)1
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役(社外取締役を除く) 1名 京都銀行執行役員 1名
新株予約権の数	137個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	2,740株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)5
新株予約権の行使期間	2023年10月2日から2045年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 7,196円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-⑧-2の7. をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-⑧-2の10. をご参照ください。

- (注) 1 株式会社京都銀行第8回新株予約権の決議年月日です。
- 2 2023年7月1日現在の株式会社京都銀行第8回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社京都フィナンシャルグループ第8回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社京都銀行第8回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は20株になります。
- 3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 5 本株式移転計画別紙2-⑧-2の4. をご参照ください。
- 6 本株式移転計画別紙2-⑧-2の6. をご参照ください。
- 7 京都銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社京都フィナンシャルグループ第9回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2023年10月2日)
決議年月日	2016年6月29日(注)1
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役(社外取締役を除く) 1名 京都銀行執行役員 1名
新株予約権の数	289個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	5,780株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)5
新株予約権の行使期間	2023年10月2日から2046年7月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,296円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-⑨-2の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-⑨-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社京都銀行第9回新株予約権の決議年月日です。

2 2023年7月1日現在の株式会社京都銀行第9回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社京都フィナンシャルグループ第9回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社京都銀行第9回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は20株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-⑨-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-⑨-2の6.をご参照ください。

7 京都銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。



株式会社京都フィナンシャルグループ第10回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2023年10月2日)
決議年月日	2017年6月29日(注)1
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役(社外取締役を除く) 2名 京都銀行執行役員 2名
新株予約権の数	221個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	4,420株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)5
新株予約権の行使期間	2023年10月2日から2047年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,226円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-⑩-2の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-⑩-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社京都銀行第10回新株予約権の決議年月日です。

2 2023年7月1日現在の株式会社京都銀行第10回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社京都フィナンシャルグループ第10回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社京都銀行第10回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は20株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-⑩-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-⑩-2の6.をご参照ください。

7 京都銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社京都フィナンシャルグループ第11回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2023年10月2日)
決議年月日	2018年6月28日(注)1
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役(社外取締役を除く) 3名 京都銀行執行役員 2名
新株予約権の数	276個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	5,520株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)5
新株予約権の行使期間	2023年10月2日から2048年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,451円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-⑪-2の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-⑪-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社京都銀行第11回新株予約権の決議年月日です。

2 2023年7月1日現在の株式会社京都銀行第11回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社京都フィナンシャルグループ第11回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社京都銀行第11回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は20株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-⑪-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-⑪-2の6.をご参照ください。

7 京都銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社京都フィナンシャルグループ第12回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2023年10月2日)
決議年月日	2019年6月27日(注)1
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役(社外取締役を除く) 3名 京都銀行執行役員 4名
新株予約権の数	450個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	9,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)5
新株予約権の行使期間	2023年10月2日から2049年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,918円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-⑫-2の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-⑫-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社京都銀行第12回新株予約権の決議年月日です。

2 2023年7月1日現在の株式会社京都銀行第12回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社京都フィナンシャルグループ第12回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社京都銀行第12回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は20株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-⑫-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-⑫-2の6.をご参照ください。

7 京都銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社京都フィナンシャルグループ第13回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2023年10月2日)
決議年月日	2020年6月26日(注)1
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役(社外取締役を除く) 3名 京都銀行執行役員 9名
新株予約権の数	605個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	12,100株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)5
新株予約権の行使期間	2023年10月2日から2050年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,652円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-⑬-2の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-⑬-2の10.をご参照ください。

- (注) 1 株式会社京都銀行第13回新株予約権の決議年月日です。
- 2 2023年7月1日現在の株式会社京都銀行第13回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社京都フィナンシャルグループ第13回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社京都銀行第13回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は20株になります。
- 3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 5 本株式移転計画別紙2-⑬-2の4.をご参照ください。
- 6 本株式移転計画別紙2-⑬-2の6.をご参照ください。
- 7 京都銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2023年10月2日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年10月2日	普通株式 75,840,688 (予定)	普通株式 75,840,688 (予定)	40,000	40,000	10,000	10,000

(注) 2023年3月31日時点における京都銀行の発行済株式総数に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、京都銀行の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において京都銀行が保有する自己株式1株に対して、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、京都銀行は一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる京都銀行の2023年3月31日現在の所有者別状況は、以下のとおりであります。

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	2	46	30	438	274	1	6,761	7,552	—
所有株式数 (単元)	1,500	302,989	11,119	124,367	222,532	1	94,120	756,628	177,888
所有株式数 の割合(%)	0.20	40.04	1.47	16.44	29.41	0.00	12.44	100.00	—

(注) 自己株式1,495,313株は「個人その他」に14,953単元、「単元未満株式の状況」に13株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる京都銀行の2023年3月31日時点での株主データに基づき、株主移転比率を勘案した当社の大株主の状況は以下の通りであります。

2023年10月2日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	8,175	10.99
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店カ ストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番 1号)	2,834	3.81
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	2,794	3.75
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,730	3.67
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	2,537	3.41
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,500	3.36
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	1,771	2.38
京セラ株式会社	京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	1,596	2.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・オムロン株式会社口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,528	2.05
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲2丁目2番1号	1,318	1.77
計	—	27,786	37.37

- (注) 1 株式会社京都フィナンシャルグループ普通株式：75,840,688株（予定）
- 2 2023年3月31日時点における京都銀行の発行済株式総数に基づき、株式移転比率を勘案して算出しております。
- 3 上記のほか、2023年3月31日時点において京都銀行所有の自己株式1,495,313株があり、本株式移転の効力発生時点において京都銀行が保有する自己株式1株に対して、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに従い、京都銀行は一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。なお、2023年10月2日現在（予定）では、京都銀行は当社の普通株式を保有しているものとし、発行済株式の総数に含めて割合を計算しております。
- 4 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第三位を切り捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる京都銀行の2023年3月31日現在の議決権の状況は、以下のとおりであります。

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,495,300	—	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 74,167,500	741,675	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 177,888	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	75,840,688	—	—
総株主の議決権	—	741,675	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、京都銀行所有の自己株式13株が含まれております。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2023年10月2日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となる京都銀行の2023年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る 薬師前町700番地	1,495,300	—	1,495,300	1.97
計	—	1,495,300	—	1,495,300	1.97

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の使途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により2023年10月2日に設立予定であるため、本報告書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、「法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定することができる」旨を定款に定める予定であります。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定であります。

### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2023年10月2日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定であり、本株式移転により当社の完全子会社となる京都銀行と同水準もしくはそれ以上のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定であります。

なお、当社の完全子会社となる京都銀行のコーポレート・ガバナンスの状況につきましては、同行の有価証券報告書（2023年6月30日提出）をご参照ください。

#### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

##### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営理念・経営方針に基づき、株主をはじめお客さま、地域社会、従業員等のすべてのステークホルダーの立場を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンス体制を構築することで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

また、コーポレート・ガバナンス体制の構築にあたっては、自社グループの特性や状況を踏まえつつ、監督と執行の役割分担の明確化と適切なバランスを図り、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みの構築に不断に取り組んでまいります。

##### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を行うと同時に迅速な意思決定を可能とするため、会社法上の機関設計として、「監査等委員会設置会社」を採用する予定であり、銀行持株会社として、子銀行を含めたグループ各社を管理・監督することで、グループガバナンスの高度化を図ってまいります。

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名及び監査等委員である取締役5名（うち社外取締役4名）で構成され、当社グループの経営上の重要な事項に関する意思決定と業務執行の監督を行う予定であります。また、意思決定の迅速化を図るべく、各子会社の業務執行状況の把握や取締役会より委任を受けた事項の決定、ならびに取締役会への適切な情報共有など、執行を担う会議体として、「グループ経営会議（経営執行会議、統合的リスク会議、コンプライアンス会議の総称）」を設置する予定であります。

さらに、監督機能を補完する任意の委員会としての「グループ指名・報酬委員会」、専門的な領域における審議の充実をはかり、取締役会の機能を補完・補強する会議としての「サステナビリティ経営会議」を設置する予定であります。

こうした体制の採用により、監督と執行の機能強化を両輪として推進し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化をグループ全体で図ってまいります。

##### ③ 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、経営理念・経営方針のもと、会社法及び同施行規則に基づき、内部統制システムの基本方針を定めて体制整備に取り組み、その適切な運用に努めてまいります。

なお、本項目において、当社グループとは当社及び連結子会社により構成される企業グループを指します。

イ. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社グループは、経営理念・経営方針のもと、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、そのための遵守基準となる企業倫理・行動規範等を制定する予定であります。

b. 当社グループ全体のコンプライアンス推進体制として、当社にコンプライアンス会議、コンプライアンス統括部署等を置くとともに、各子会社におけるコンプライアンス徹底のための態勢整備、指導、管理、



評価・改善等を行い、各子会社においては、各社の事業内容・規模等に応じたコンプライアンス態勢の整備・運用を行う予定であります。また、不正行為を発見した場合の報告体制をグループ各社において整備・運用するとともに、社内通報制度を設け、不正行為の早期発見及び自律的な対応を行い、もって当社グループ会社の健全性を維持してまいります。

- c. 当社は、グループ全体における毎年度の取組方針として、コンプライアンス・プログラムを作成し、コンプライアンスの計画的な推進を図るとともに、定期的に進捗状況を取締役会及びコンプライアンス会議に報告する予定であります。
- d. 当社グループは、強固なコンプライアンス態勢を整備・確立するためグループ共通の「コンプライアンス規程」を定めるとともに、具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」等の諸規程を制定する予定であります。
- e. 当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断し、当該勢力による被害を防止するための体制を整備するとともに、マネー・ロンダリング等対策の高度化に努めてまいります。
- f. 当社グループは、法令に則り、グループ各社に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理を行うための体制を整備する予定であります。
- g. 当社の取締役会は、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督し、また、取締役会の構成として、一定割合以上の社外取締役を置くことで、外部の視点による監督機能の維持・向上を図ってまいります。
- h. 当社の内部監査部門は、取締役会及び監査等委員会直轄の組織とし、グループ全体のコンプライアンス状況を監査し、取締役会及び監査等委員会に報告する予定であります。

#### ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社グループの情報資産保護のための基本方針として、「情報セキュリティポリシー」を制定し、情報資産を適切に保護・管理する体制を整備する予定であります。
- b. 当社は、取締役の職務執行に係る情報については、取締役会議事録などを適切に保存・管理し、閲覧権限者の要請に対処できる体制を整備する予定であります。

#### ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループは、グループ全体の安全かつ健全な経営基盤を確立することを目的とした「統合的リスク管理規程」を定め、各社の事業内容や規模等に応じたリスク管理を行うこととし、以下の主要なリスクをはじめ、業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、環境変化に適切に対応できる内部管理体制について定める予定であります。  
①信用リスク、②市場リスク、③流動性リスク、④オペレーショナル・リスク、⑤マネー・ロンダリング等リスク、⑥評判リスク
- b. 当社は、前記a.に定めるほか、グループ全体の健全かつ適切な経営を確保するため、取締役会において、グループ各社の経営、財務及びリスク管理の状況等に応じて、グループ内における適切かつ効率的な資本の分配及び自己資本の充実等に係る方針・計画を決定し、それらを踏まえグループ全体の経営管理を行う。
- c. 当社グループは、地震・火災等の災害発生や各種リスクの顕在化等の突発的な事象に対処していくため、グループ全体を対象とした「非常事態対策本部設置規程」を定めるとともに、具体的な対応手順として、「コンティンジェンシープラン」等を整備する予定であります。
- d. 当社グループのリスク管理に関する重要事項は、当社の統合的リスク会議において決議・審議・報告し、総合的なリスク管理態勢の整備・確立を図ってまいります。
- e. 当社の内部監査部門は、グループ全体の内部監査を統括し、リスク管理状況について独立した監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する予定であります。

#### ニ. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、経営理念・経営方針を基軸として、取締役会においてグループ全体の中長期の経営計画ならびに毎年度の方針・予算を決定し、各子会社はそれらを踏まえた計画の策定ならびに業務執行を行ってまいります。

- b. 当社は、グループ全体の計画進捗状況について、取締役会において半期ごとに成果と課題を把握し、さらに四半期ごとに予算・決算の状況を管理することにより、取締役の相互牽制、業務執行の監督を行ってまいります。
  - c. 当社及び各子会社の具体的な業務の遂行にあたっては、社内規程等に定める職務権限等を遵守し、適正かつ迅速な職務執行を行うこととする予定であります。
  - d. 当社は、各子会社の自立を尊重しつつ、「グループ経営管理規程」において、協議・報告基準を定め、経営管理を行う予定であります。
  - e. 当社の執行を担う会議体として、経営執行会議、統合的リスク会議、コンプライアンス会議を設置し、取締役会より委譲を受けた重要事項の決定や各子会社の業務執行状況の把握、取締役会への適切な情報共有などを行い、執行機能の強化を図ってまいります。
- ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制ならびに当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制
- a. 当社グループの適正な業務運営を確保するため、「内規」や「職務権限規程」等においてその職務分担を明記するとともに、当社の「グループ経営管理規程」においてグループ会社等の業務の規模・特性に応じた経営管理を行う予定であります。
  - b. 当社の役職員を連結子会社の役員に就任させるなど、連結子会社の取締役会への出席等を通じて、当社子会社における業務の状況を管理・監督する予定であります。
  - c. 当社は、取締役会から委譲を受けた重要事項の決定や子会社の業務執行状況の把握、取締役会への適切な情報共有を行う会議体としてグループ経営会議(経営執行会議、統合的リスク会議、コンプライアンス会議の総称)を置く予定であります。また、グループ各社は当社の決定したグループの経営方針に沿った業務執行を行い、その執行状況を代表者等がグループ経営会議に報告する予定であります。
  - d. 当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、基本方針を制定し、体制を整備する予定であります。
  - e. 当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施するとともに、内部監査基本方針のもと、子会社の内部監査体制を整備し、当社及び子会社の内部監査部門が行った内部監査の結果を取締役会及び監査等委員会へ報告する予定であります。
- ヘ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性並びに監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査等委員会事務局に監査等委員会、監査等委員の職務を補助する使用人として専属の担当者を配置する予定であります。
  - b. 監査等委員会事務局の専属の担当者は業務執行に係る役職は兼務せず、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮・監督を受けず、専ら監査等委員会、監査等委員からの指示命令に従うこととする予定であります。
  - c. 監査等委員会の補助使用人の人事(異動・評価・懲戒処分)については、監査等委員会の同意を得て行うこととする予定であります。
- ト. 監査等委員への報告に関する体制
- a. 当社グループの役職員は、当社グループに重要な影響を及ぼす情報について、遅滞なく監査等委員へ報告し、報告を受けた監査等委員は監査等委員会に報告することとする予定であります。
  - b. 監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、必要に応じて、当社グループの取締役、使用人等に対して報告を求め、報告を求められた取締役、使用人等はこれに応じる報告体制を整備する予定であります。
  - c. 報告を行ったものに対し、不利益な取り扱いを行わないこととし、また、社内通報制度等により報告したものに対する不利益な取扱いを把握した場合、適切な救済・回復の措置をとる予定であります。
- チ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じることとする予定であります。

リ。その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員は、取締役の職務の執行に係る適法性及び妥当性の監査を実施するため、当社の執行に関する重要な会議に出席することができる体制を整備する予定であります。
- b. 監査等委員会は、当社代表取締役を含む役付取締役、内部統制関連部門等と連携することにより、当社グループの業務の執行状況を把握する体制を整備する予定であります。
- c. 監査等委員会は、当社内部監査部門に対して、必要かつ具体的な指示を行うなど、当社内部監査部門に対する指揮命令権を確保する予定であります。
- d. 当社の内部監査部門長の人事(異動・懲戒処分)については、監査等委員会の同意を得て行うものとする予定であります。

#### ④ 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定める予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする予定であります。

#### ⑤ 取締役に関する事項

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨を定款に定める予定であります。

また、当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定める予定であります。

#### ⑥ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定める予定であります。これは、株主への安定的な利益還元を目的とするものであります。

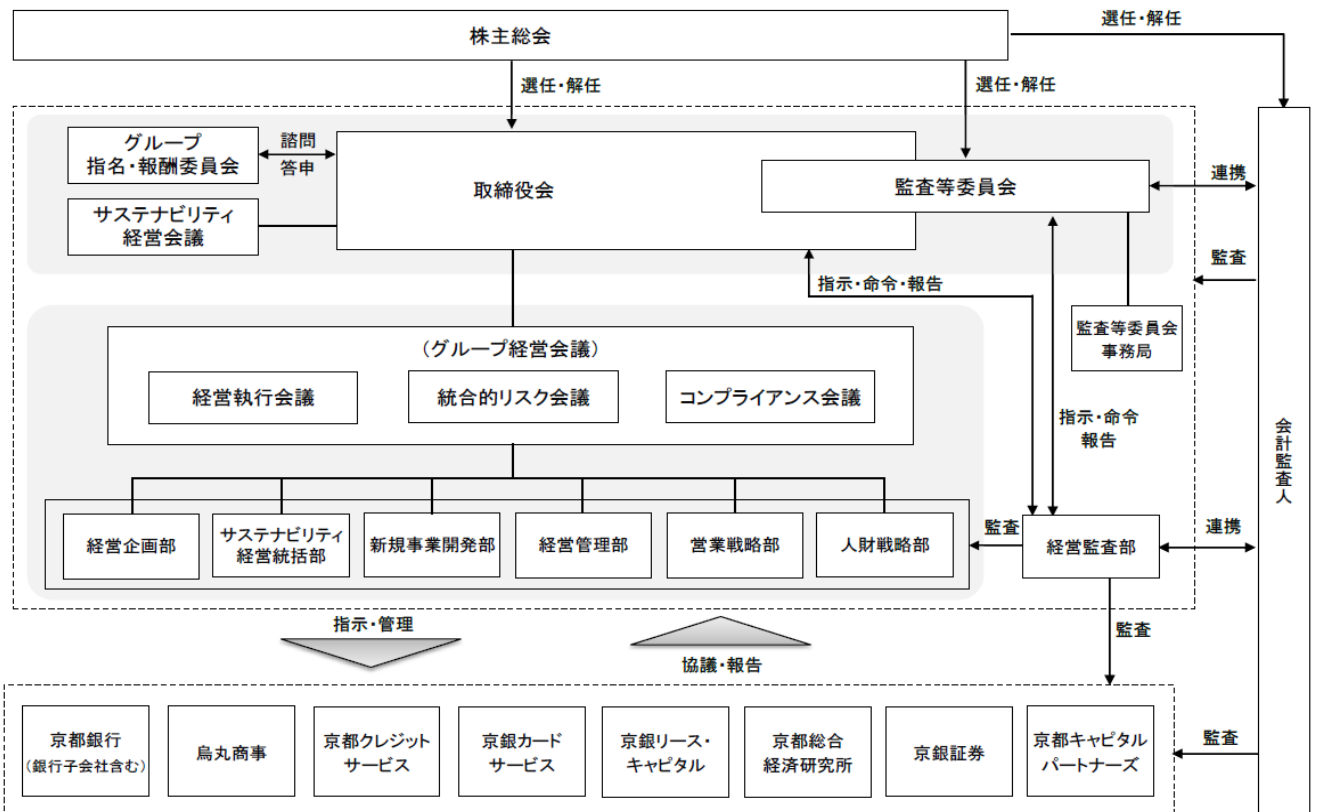
#### ⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議につきましても、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### ⑧ その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため未定です。

(参考) コーポレート・ガバナンス体制図



## (2) 【役員状況】

## ① 役員一覧

2023年10月2日に就任予定の当社社員の状況は以下の通りです。

男性8名 女性3名（役員のうち女性の比率27%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する京都銀行の普通株式数 (2) 割り当てられる当社の普通株式数
(代表取締役) 取締役社長	土井 伸宏	1956年4月25日生	1980年4月 2006年7月 2007年6月 2008年6月 2010年6月 2012年6月 2015年6月 2023年6月	株式会社京都銀行入行 同 人事部長 同 取締役人事部長 同 常務取締役 同 常務取締役本店営業部長 同 常務取締役 同 取締役頭取 同 取締役会長（現職）	(注) 2	(1) 11,614株 (2) 11,614株
(代表取締役) 取締役	幡 宏幸	1963年4月16日生	1987年4月 2010年6月 2012年6月 2015年6月 2016年6月 2017年2月 2018年6月 2019年6月 2023年6月	株式会社京都銀行入行 同 人事部長 同 九条支店長 同 執行役員コンプライアンス統轄部長兼コンプライアンス統轄部お客様サービス室長 同 執行役員リスク統轄部長 執行役員生産性革新本部事務局長 同 取締役生産性革新本部事務局長 同 常務取締役 同 専務取締役（現職）	(注) 2	(1) 7,182株 (2) 7,182株
取締役	安井 幹也	1965年2月8日生	1987年4月 2011年4月 2014年11月 2015年6月 2017年6月 2018年6月 2021年6月 2023年6月	株式会社京都銀行入行 同 秘書室長 同 人事部長 同 執行役員人事部長 同 取締役 同 常務取締役本店営業部長 同 常務取締役 同 取締役頭取（現職）	(注) 2	(1) 6,502株 (2) 6,502株
取締役	奥野 美奈子	1966年2月23日生	1989年4月 2013年6月 2018年6月 2019年6月 2022年6月	株式会社京都銀行入行 同 金融大学校長 同 公務・地域連携部長 同 執行役員公務・地域連携部長 同 取締役（現職）	(注) 2	(1) 4,200株 (2) 4,200株
取締役	羽瀨 完司	1969年3月10日生	1993年4月 2015年6月 2017年6月 2021年6月 2023年6月	株式会社京都銀行入行 同 下鴨支店長 同 人事総務部長 同 執行役員人事総務部長 同 取締役（現職）	(注) 2	(1) 1,588株 (2) 1,588株

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する京都銀行の普通株式数 (2) 割り当てられる当社の普通株式数
取締役	本政 悦治	1969年12月5日生	1993年4月 2013年8月 2016年6月 2017年6月 2020年4月 2021年6月 2023年6月	株式会社京都銀行入行 同 精華町支店長 同 広報部長 同 経営企画部長兼 経営企画部広報調査室長 同 経営企画部長 同 執行役員経営企画部長 同 取締役経営企画部長（現職）	(注) 2	(1) 2,346株 (2) 2,346株
取締役 (監査等委員)	岩橋 俊郎	1961年12月12日生	1986年4月 2008年6月 2012年6月 2014年6月 2015年6月 2016年6月 2018年6月 2022年6月 2023年6月	株式会社京都銀行入行 同 総合企画部長 同 三条支店長 同 取締役三条支店長 同 取締役融資審査部長 同 常務取締役本店営業部長 同 常務取締役 同 専務取締役 同 特別顧問（現職）	(注) 3	(1) 7,787株 (2) 7,787株
取締役 (監査等委員)	大藪 千穂	1962年3月15日生	1994年4月 2010年4月 2019年4月 2020年6月 2021年4月	岐阜大学教育学部助教授 同 教育学部教授（現職） 兵庫教育大学連合大学院教授 （現職） 株式会社京都銀行取締役 （現職） 東海国立大学機構岐阜大学 副学長（現職）	(注) 3	(1) 0株 (2) 0株
取締役 (監査等委員)	植木 英次	1958年6月18日生	1981年4月 2009年6月 2013年6月 2014年6月 2016年6月 2017年6月 2018年6月 2021年6月 2021年6月 2022年4月 2022年6月	日本電信電話公社（現：日本 電信電話株式会社）入社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ執行役員 同 取締役執行役員 同 取締役常務執行役員 同 代表取締役常務執行役員 同 代表取締役副社長 執行役員 エヌ・ティ・ティ・データ・ システム技術株式会社 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・データ・ フォース株式会社 代表取締役社長 株式会社京都銀行取締役 （現職） 株式会社NTTデータ フィナン シャルテクノロジー代表取締 役社長（現職） エヌ・ティ・ティ・データ・ フォース株式会社 取締役（現職）	(注) 3	(1) 100株 (2) 100株

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する京都銀行の普通株式数 (2) 割り当てられる当社の普通株式数
取締役 (監査等委員)	中務 裕之	1957年12月21日生	1984年9月 1988年10月 1989年11月  2007年6月 2007年7月 2009年6月  2012年2月 2013年1月  2015年6月 2015年6月  2021年6月 2021年10月	公認会計士登録 税理士登録 中務公認会計士・税理士 事務所設立、同事務所代表 (現職) 日本公認会計士協会近畿会 会長 日本公認会計士協会副会長 株式会社大阪証券取引所 社外監査役 フルサト工業株式会社 社外監査役 株式会社日本取引所グループ 社外取締役 日本合成化学工業株式会社 社外監査役 フルサト工業株式会社 社外取締役 株式会社京都銀行監査役 (現職) フルサト・マルカホールディ ングス株式会社社外取締役 (現職)	(注) 3	(1)0株 (2)0株
取締役 (監査等委員)	田中 素子	1958年4月22日生	1988年4月 2015年7月 2016年9月 2017年7月 2018年2月 2019年7月 2020年11月 2020年11月  2021年6月  2023年6月	検事任官 松江地方検察庁検事正 最高検察庁検事 水戸地方検察庁検事正 京都地方検察庁検事正 神戸地方検察庁検事正 弁護士登録(大阪弁護士会) 片山・平泉法律事務所 客員弁護士(現職) 株式会社京都銀行監査役 (現職) 関西電力株式会社社外取締役 (現職)	(注) 3	(1)100株 (2)100株

- (注) 1 取締役の大藪千穂氏、植木英次氏、中務裕之氏及び田中素子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査等委員以外の取締役の任期は、2023年10月2日より、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、2023年10月2日より、2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 所有する京都銀行の普通株式数は、2023年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる当社の普通株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる当社の普通株式数は、当社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
- 5 役職名は、本報告書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名の予定であります。

社外取締役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係並びに当該社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割については、以下に記載のとおりです。

社外取締役氏名	人的関係、資本的关系又は取引関係 その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
大藪 千穂	資本的关系(社外取締役による当社株式の保有)については「①役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	家計、金融教育、消費者問題を主な研究分野とする大学教授として、同分野を 中心に専門的かつ幅広い知見を有して おります。 2020年6月から株式会社京都銀行社外 取締役 に在任しており、これらの豊富な経験と専門的知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断しております。
植木 英次	資本的关系(社外取締役による当社株式の保有)については「①役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	株式会社エヌ・ティ・ティ・データに おいて要職を歴任し、現在は株式会社 NTTデータ フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長、エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社取締役を務めております。2021年6月から株式会社京都銀行社外取締役に在任しており、これら企業経営者としての豊富な経験とシステム分野の専門的知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会に おける意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断しております。
中務 裕之	資本的关系(社外取締役による当社株式の保有)については「①役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	公認会計士、税理士として財務および 会計に相当程度の知見を有しております。2021年6月から株式会社京都銀行 社外監査役に在任しており、これらの豊富な経験と専門的知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断しております。
田中 素子	資本的关系(社外取締役による当社株式の保有)については「①役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	長年にわたる検察官としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知識を有しております。2021年6月から株式会社京都銀行社外監査役に在任しており、これらの豊富な経験と専門的知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断しております。

また、当社の完全子会社となる京都銀行では、社外役員を選任するための京都銀行からの独立性に関する基準として、会社法にて定められた社外取締役・社外監査役の要件、及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立役員である社外取締役・社外監査役に選任しており、当社においても同様の考え方で社外取締役を選任する予定であります。



③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役4名は全員が監査等委員であり、監査等委員会において取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任等及び報酬等についての意見を決定することなどを通じて、取締役の監督機能の一部を担う予定であります。また、社外取締役を含む各監査等委員である取締役は、内部監査部門又は会計監査人と積極的に意見及び情報の交換を行うなど、緊密な連携を図り、効率的な監査の実施に努めてまいります。

加えて、各監査等委員である取締役は、内部統制部門から、定期的又は随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める、又は助言、勧告を行うなど内部統制システムの整備・強化に努めてまいります。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる京都銀行の監査役監査の状況は、次のとおりであります。

監査役は4名であり、常勤監査役2名と非常勤の社外監査役2名で構成されております。

監査役会を原則として毎月1回開催し、監査役会規程・監査役監査基準に基づき、監査方針、監査方法、監査計画、職務分担等の決議を行い、各監査役は、監査方針、監査計画等に従い、取締役の職務執行状況、内部統制の整備・運用状況等について監査を実施しております。

また、監査役監査の円滑な実施のため、監査役会事務局を設け、監査役会、監査役の職務を補助する使用人として、取締役から独立した専属の担当者を配置しております。

常勤監査役は、取締役会、常務会、ALM会議、コンプライアンス委員会、サステナビリティ経営推進委員会等の重要な会議へ出席するほか、重要書類の閲覧、期初における本部各部の部長ヒアリング、営業店等への往査を行っております。また、内部統制部門及び内部監査部門(監査部)から監査役へ報告すべき事項を定め、定期的な報告に加え、重要案件については随時報告する体制としているほか、必要に応じてヒアリングを行っております。取締役頭取・役付取締役等に対しては、経営全般並びに所管部門の課題等について、原則、監査役全員(社外監査役を含む)で意見交換会を実施しており、これらの一連の活動により、問題点の抽出や実態把握を行っております。会計監査人とは、月次の定例会議等で監査計画、監査状況等について情報交換・意見交換を行っており、また、会計監査人の往査への立会い、決算監査報告会等における面談等を通じて、連携強化に努めております。

② 内部監査の状況等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる京都銀行は、次のとおりであります。

内部監査は、他の業務部署から独立した監査部(2023年3月末現在、38名)により、各営業店等及び本部部署ごとに行い、その監査結果は、取締役会、常務会、監査役会に報告しております。

また、監査役から監査部に指示・命令し、その部員を監査業務のスタッフとして活用できる旨を内規に定め、重大な事故・不祥事が発生した場合には、監査役と監査部が連携して調査にあたることとしております。

③ 会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、金融商品取引法に基づく監査につきましては、有限責任監査法人トーマツに委嘱する予定であります。

④ 監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等及び監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとする予定であります。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等の内容は、2023年6月29日に開催された京都銀行の定時株主総会にて承認され

ましたので、次のとおりとします。

イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額は年額500百万円以内とします。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額100百万円以内とします。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数  
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等  
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる京都銀行は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式について以下のように区分しております。

イ. 純投資目的である投資株式

専ら株式の変動又は株式の配当によって利益を受けることを目的とする株式

ロ. 純投資目的以外の目的である投資株式

投資先との長期安定的な取引関係の構築や業務提携などの経営戦略を目的に保有する株式

② 保有目的が純投資以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会における検証の内容  
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる京都銀行は、次のとおりであります。

保有目的が純投資目的以外である投資株式については、投資先との長期安定的な取引関係の構築や業務提携などの経営戦略のため、その保有意義が認められ、京都銀行の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に、保有することとしております。

保有の合理性を検証する方法については、上場株式を対象として、保有に伴う便益や資本コスト等にもとづく定量評価及び中長期的な取引関係等に基づく定性評価を行い、それらを総合的に検証しております。

個別銘柄の保有の適否に関する検証の内容については、上記の方法に従い、取締役会にて検証を行っております。その結果、保有意義が認められない株式については、売却を検討することとしております。

なお、中長期的な資本効率向上に向け、上場株式について、2022年度より3年程度で160億円(2022年3月末の簿価の約10%)を縮減する計画としております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる京都銀行の経理の状況につきましては、同行の有価証券報告書（2023年6月30日提出）及び四半期報告書（2023年8月4日）をご参照ください。

## 第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	4月1日から3月31日まで。ただし、最初の事業年度は、当社の設立の日から2024年3月31日までとする予定であります。
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り ・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び京都市において発行する京都新聞に掲載して行います。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7 【上場申請会社の参考情報】

### 1 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当社は株式移転計画にかかる取締役会決議日（2023年5月12日）から本報告書提出日（2023年9月1日）までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類

2023年5月26日 近畿財務局長に提出

#### (2) 訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）及びその添付書類

2023年7月4日 近畿財務局長に提出

2023年8月7日 近畿財務局長に提出

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定の京都銀行が、最近事業年度の開始から本報告書提出までの間において提出した、有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書、臨時報告書並びに訂正報告書は以下のとおりであります。

#### (1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

##### ① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第120期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年6月30日関東財務局長に提出

##### ② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第120期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

2023年8月4日関東財務局長に提出

##### ③ 【臨時報告書】

①の有価証券報告書提出後、本報告書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2023年7月3日関東財務局長に提出

##### ④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

#### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社京都銀行 本店

（京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地）

株式会社京都銀行 大阪営業部

（大阪市中央区高麗橋2丁目2番14号）

株式会社京都銀行 東京営業部

（東京都千代田区丸の内1丁目8番2号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

### 第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第四部 【上場申請会社の特別情報】

#### 第1 【上場申請会社の最近の財務諸表】

##### 1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

##### 2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

##### 3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

##### 4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。